

令和2年度神奈川県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事は、内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「神奈川県内部統制基本方針」を策定し、財務等に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、財務等に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

なお、令和2年度の内部統制の評価に当たっては、新型コロナウイルス感染症への全庁対応を考慮し、自己評価の報告を行う所属を政策局、総務局及び会計局の本庁所属に限定し、それ以外の各所属については、内部統制におけるリスク対応策の実施に留めることとした。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）に規定する評価作業を実施した結果、「条例等の誤り」について、評価対象期間中の運用上の重大な不備が認められたため、本県の内部統制は評価対象期間において有効に運用されていなかったと判断した。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備は、税制企画課において、令和2年度税制改正により法人事業税の課税方式が見直された際、税制改正の解釈が不十分であったことに起因するもので、条例を改正後、税務システムの改修作業の過程から、内容を精査したところ誤りを把握した。

把握後、誤りを是正するための条例案について議会の議決を経た結果、適切な状況を回復しているが、今後は、条例改正の内容の確認を徹底するとともに、複雑な税法令等の解釈に関しては、他都道府県との情報交換を行うなど、外部の視点を取り入れ、再発防止に取り組んでいく。

令和3年7月13日

神奈川県知事 黒岩 祐治

【附属資料】

目 次

1	内部統制の整備及び運用に関する事項	1
(1)	内部統制の目的	
(2)	内部統制基本方針	
(3)	対象事務	
(4)	取組の視点	
	ア 業務の効率的かつ効果的な遂行	
	イ 財務報告等の信頼性の確保	
	ウ 業務に関わる法令等の遵守	
	エ 資産の保全	
(5)	内部統制の実施体制	
2	評価手続	2
(1)	評価対象期間	
(2)	評価基準日	
(3)	評価対象所属	
(4)	評価の方法	
	ア 全庁的な内部統制の評価	
	イ 業務レベルの内部統制の評価	
3	評価結果	3
(1)	全庁的な内部統制の評価	
(2)	業務レベルの内部統制の評価	
	ア 財務（会計、財産管理）に関する事務	
	イ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務	
	ウ その他全庁的なリスク（服务等）を有する事務	
4	不備の是正に関する事項	6

本附属資料は、令和2年度神奈川県内部統制評価報告書に記載した「内部統制の整備及び運用に関する事項」、「評価手続」、「評価結果」及び「不備の是正に関する事項」についての解説を目的として作成したものです。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

(1) 内部統制の目的

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下、「ガイドライン」という。）では、「地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである」とされています。

そこで、本県の内部統制は、知事のリーダーシップの下、事務処理の適正さを確保する上でのリスク^{*1}を評価及びコントロールし、もって県政に対する県民の信頼確保を図ることを目的としています。

(2) 内部統制基本方針

本県では、職員一人ひとりが主体的に業務上のリスクを評価・コントロールし、組織的対応の強化を図るため、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日に「神奈川県内部統制基本方針」を策定しました。

(3) 対象事務

次に掲げる事務を本県における内部統制の対象事務としています。

- ・ 財務（会計、財産管理）に関する事務
- ・ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務
- ・ その他全庁的なリスク（服务等）を有する事務

(4) 取組の視点

ア 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織としてチェックを行う事務処理体制の構築を進めるとともに、組織内での業務の進捗状況や課題の共有、報告・連絡・相談による情報共有の重要性を改めて認識することにより、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。

イ 財務報告等の信頼性の確保

決算の意義や重要性を改めて認識し、チェックを組織的に行う対策を講じるとともに、日々の業務プロセスにおけるルールを適切に運用することにより、財務報告等の信頼性の確保を図ります。

*1 事務処理の適正さを確保する上でのリスク

財務に関する事務19項目、情報管理に関する事務12項目、その他全庁的なリスクを有する事務8項目の計39項目です。

ウ 業務に関わる法令等の遵守

公務員として、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観が求められているという自覚と責任感を持つとともに、根拠法令等を理解し、業務に関わる法令等を遵守します。

エ 資産の保全

県が保有する資産の現況や課題を把握し、資産の取得や管理、利活用、処分等の適切な運用を行い、資産の適正な保全を図ります。

(5) 内部統制の実施体制

基本方針に基づき、「神奈川県内部統制に関する要綱」を作成し、次の体制を整備・運用しています。

【内部統制総括責任者】

本県における内部統制を総括するため、内部統制総括責任者を置くこととし、総務局長を充てています。

【内部統制推進責任者】

本県における内部統制を推進するため、内部統制推進責任者を置くこととし、総務局総務室長を充てています。

【独立的評価責任者】

本県における内部統制を評価するため、独立的評価責任者を置くこととし、総務局組織人材部長を充てています。

【制度所管責任者】

内部統制対象事務の推進及び評価を補助するため、制度所管責任者を置くこととし、次表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる者を充てています。

区分	制度所管責任者
財務に関する事務	会計局副局長 総務局財産経営部長
情報管理及びその他管理 一般に関する事務	総務局デジタル戦略本部室長 政策局政策部長 総務局組織人材部文書課長 総務局組織人材部人事課長 総務局総務室長

【所属における内部統制推進体制の整備】

所属における内部統制の推進を図るため、所属に内部統制推進者を置くこととし、各所属の長を充てています。

2 評価手続

(1) 評価対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(2) 評価基準日

令和3年3月31日

(3) 評価対象所属

知事部局における全ての所属。

なお、令和2年度の内部統制の評価に当たっては、新型コロナウイルス感染症への全庁対応^{*2}を考慮し、自己評価の報告を行う所属を政策局、総務局及び会計局の本庁所属に限定し、それ以外の各所属については、内部統制におけるリスク対応策^{*3}の実施に留めることとしました。

(4) 評価の方法

ア 全庁的な内部統制の評価

独立的評価責任者は、ガイドラインに掲げられた全庁的な評価項目について、必要に応じて各制度所管責任者等への質問や記録の検証を行った上で、評価項目ごとに有効性の評価を行います。

イ 業務レベルの内部統制の評価

内部統制推進者がリスク対応策に関する運用状況^{*4}の自己評価を行った上で、制度所管責任者がリスク対応策に関する整備状況^{*5}の自己評価を行います。

独立的評価責任者は、これらの自己評価について有効性の評価を行います。

3 評価結果

(1) 全庁的な内部統制の評価

評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

その結果、内部統制の基本的要素である全ての項目（「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」）について、不備が確認されなかったため、全庁的な内部統制は有効であると判断しました。

*2 新型コロナウイルス感染症への全庁対応

本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を策定し、全庁を挙げて、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力しています。

*3 リスク対応策

制度所管責任者が、所管する内部統制対象事務のリスクに対して、整備及び運用している全庁的な対応策のことであり、各所属においては、内部統制推進者の責のもと、リスク対応策を実施しています。

*4 運用状況（の評価）

リスク対応策や内部統制の実施体制どおりに運用されているか、実際に発生した対象リスクを踏まえ評価します。

*5 整備状況（の評価）

規程や内部統制の実施体制など、リスクを低減する仕組みが整備されているか評価します。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

対象事務の評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

ア 財務（会計、財産管理）に関する事務

19項目のリスクのうち、整備上の不備*⁶は認められませんでした。運用上の不備*⁷は7項目（11件）認められましたが、適切に対応されていることを確認しており、重大な不備*⁸は認められませんでした。

そのため、本県の「財務に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

（運用状況の評価結果一覧）

リスクNo.	リスクの内容	評価結果	件数
1	予算の執行科目の誤り	—	—
2	支出命令額の誤り	—	—
3	調定額等の誤り	不備あり	1
4	支払手続の遅れ	不備あり	3
5	預け金、差し替え、一括払い等	—	—
6	契約締結前の履行	—	—
7	入札設計金額の誤り	—	—
8	入札公告の誤り	不備あり	2
9	入札予定価格、最低制限価格の誤り	—	—
10	不適切な重要物品の管理	不備あり	2
11	不適切な境界管理	—	—
12	不適切な建物、工作物、立木の維持・安全管理	不備あり	1
13	消防用設備等の点検の漏れ、誤り	不備あり	1
14	不適切なアスベスト管理	不備あり	1
15	不適切な庁内保安全管理	—	—
16	財産手続の漏れ、誤り	—	—
17	無体財産権の利用許諾手続の誤り、漏れ	—	—
18	県有財産台帳への登録の漏れ、誤り	—	—
19	建築基準法に基づく定期点検・要正工事の実施漏れ	—	—

* 6 整備上の不備

内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の状態にあることです。

* 7 運用上の不備

整備段階で意図した内部統制の効果が得られておらず、結果として対象リスクが発生した状態にあることです。

* 8 重大な不備

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い、もしくは実際に生じさせた状態のことです。

イ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務

12項目のリスクのうち、整備上の不備は認められませんでした。運用上の不備は2項目（2件）認められましたが、適切に対応されていることを確認しており、重大な不備は認められませんでした。

そのため、本県の「情報管理に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

（運用状況の評価結果一覧）

リスクNo.	リスクの内容	評価結果	件数
20	コンピュータウィルス感染	—	—
21	私物機器等の使用	—	—
22	サポート切れソフトウェア使用	—	—
23	ソフトウェアの不正使用・コピー	—	—
24	内部不正による情報漏えい	—	—
25	パソコンの画面ロック不徹底	不備あり	1
26	マイナンバーの漏えい・紛失	—	—
27	電子メール、ファクシミリ、郵便の誤送信	—	—
28	認証情報の不適正管理	—	—
29	アクセス権の不適正管理	—	—
30	機器等の紛失	不備あり	1
31	外部記憶媒体等の不適正管理	—	—

ウ その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務

8項目のリスクのうち、整備上の不備は認められませんでした。一方、運用上の不備は3項目（4件）認められ、そのうち、「条例等の誤り」について、重大な不備と認められました。

そのため、本県の「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていなかったと判断しました。

（運用状況の評価結果一覧）

リスクNo.	リスクの内容	評価結果	件数
32	セクハラ・パワハラ	—	—
33	旅費の不正受給	—	—
34	通勤手当の不正受給	—	—
35	所属での公印（印影を刷り込むもの、事前押印を含む）の不適切な管理	—	—
36	誤記載、誤掲載	不備あり	2
37	重要書類の紛失・誤廃棄	不備あり	1
38	申請書等の未処理	—	—
39	条例等の誤り	重大な不備あり	1

【重大な不備の概要】

○ 概要

令和2年3月に地方自治法第179条に基づく専決処分により改正を行い、同年4月1日から施行した神奈川県県税条例に誤りがあった。

○ 改正誤りの内容

法人事業税の超過税率に関する規定のうち、電気供給業(発電・小売)を行っている法人で、資本金の額が1億円以下のものに適用されるものが、本来「100分の1.9425」とすべきところ「100分の1.9795」と誤って改正をした。

4 不備の是正に関する事項

「令和2年度 神奈川県内部統制評価報告書」3に記載の「条例等の誤り」に関する重大な不備については、税制企画課において、令和2年度税制改正により法人事業税の課税方式が見直された際、税制改正の解釈が不十分であったことに起因するもので、条例を改正後、税務システムの改修作業の過程から、内容を精査したところ誤りを把握しました。

把握後、誤りを是正するための条例案について議会の議決を経た結果、適切な状況を回復していますが、今後は、条例改正の内容の確認を徹底するとともに、複雑な税法令等の解釈に関しては、他都道府県との情報交換を行うなど、外部の視点を取り入れ、再発防止に取り組んでいきます。

また、運用上の不備が認められた他の項目についても、進行管理表を作成するなど、適切に対応されていることを確認していますが、リスクマネジメントの強化を図るため、今後も、不備等の情報の共有など再発防止に取り組んでいきます。